

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
社 会 ・ 援 護 局 長

「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」の一部
改正について

保育所は、その事業の特性上、安定的、継続的に行う必要があることから、保育所の設置に必要な土地及び建物いずれについても、保育所の設置者が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが原則であって望ましいところであるが、一方、待機児童の解消等の喫緊の課題に対応する観点から、国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合も、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成 16 年 5 月 24 日雇児発第 0524002 号・社援発第 0524008 号雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長連名通知）において認められているところである。

今回、安定的、継続的な事業運営を前提としながら、引き続き、着実な保育所整備を行っていただくため、当該通知の一部を下記のとおり改正するので、貴職において適切に配慮願いたい。

なお、この通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

記

改正後	現行
第 1 要件緩和の内容 1 既設法人が保育所を設置する場合 既に第 1 種社会福祉事業（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項第 2 号、第 3 号又は第 4 号）までに掲げるものに限る。）又は第 2 種社会福祉事業のうち保育所を営む事業若しくは <u>障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）</u> を行っている社会福祉法人（以下「既設法人」という。）が保育所を設置する場合には、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」（平	第 1 要件緩和の内容 1 既設法人が保育所を設置する場合 既に第 1 種社会福祉事業（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項第 2 号 <u>から第 5 号</u> ）までに掲げるものに限る。）又は第 2 種社会福祉事業のうち保育所を営む事業若しくは <u>精神障害者社会復帰施設を営む事業</u> を行っている社会福祉法人（以下「既設法人」という。）が保育所を設置する場合には、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」（平成 12 年 9 月 8 日障第 670 号・社援第 2029 号・老発第 628 号・児

成 1 2 年 9 月 8 日 障 第 670 号 ・ 社 援 第 2029 号 ・ 老 発 第 628 号 ・ 児 発 第 732 号 厚 生 省 大 臣 官 房 障 害 保 健 福 祉 部 長 ・ 社 会 ・ 援 護 局 長 ・ 老 人 保 健 福 祉 局 長 ・ 児 童 家 庭 局 長 連 名 通 知) に 定 め る と お り の 取 扱 い と し て 差 し 支 え な い こ と。

2 既設法人以外の社会福祉法人が保育所を設置する場合 (略)

3 社会福祉法人以外の者が保育所を設置する場合

(1) ~ (3) (略)

(4) 賃借料の財源について、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、これとは別に、当面の支払いに充てるための①1年間の賃借料に相当する額と②1,000万円(1年間の賃借料が1,000万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額)を基本として、事業規模に応じ、当該保育所が安定的に運営可能と都道府県(指定都市・中核市を含む。)が認めた額の合計額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態(普通預金、定期預金、国債等)により保有していること。

(5) (4)②で認めた額については、地上権・賃借権の登記、賃貸借契約期間の長さ等施設使用の安定性の高さ、当該主体の総合的な財政力の高さ、公的補助による継続的な賃借料補助、これまでの施設の経営・運営実績等過去の安定性の高さ等を勘案し、賃貸施設であっても安定的に事業経営が認められる場合には、2分の1を目途とする範囲内で当該額を減額して差し支えないこと。

(6) (略)

発 第 732 号 厚 生 省 大 臣 官 房 障 害 保 健 福 祉 部 長 ・ 社 会 ・ 援 護 局 長 ・ 老 人 保 健 福 祉 局 長 ・ 児 童 家 庭 局 長 連 名 通 知) に 定 め る と お り の 取 扱 い と し て 差 し 支 え な い こ と。

2 既設法人以外の社会福祉法人が保育所を設置する場合 (略)

3 社会福祉法人以外の者が保育所を設置する場合

(1) ~ (3) (略)

(4) 賃借料の財源について、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、これとは別に、当面の支払いに充てるための1年間の賃借料に相当する額と1,000万円(1年間の賃借料が1,000万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額)の合計額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態(普通預金、定期預金、国債等)により保有していること。

(5) (4)の1,000万円(1年間の賃借料が1,000万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額)については、地上権・賃借権の登記、賃貸借契約期間の長さ等施設使用の安定性の高さ、当該主体の総合的な財政力の高さ、公的補助による継続的な賃借料補助、これまでの施設の経営・運営実績等過去の安定性の高さ等を勘案し、賃貸施設であっても安定的に事業経営が認められる場合には、2分の1を下回らない範囲内で当該額を減額して差し支えないこと。

(6) (略)